



□ 今月号の目次と要旨:

1. 【解説】廃棄物処理法の改正: 「廃棄物処理制度専門委員会」がパブコメ結果を反映した報告書案を提示。3者(排出事業者、処理業者、自治体)の視点から、改正および継続検討に関する内容について整理。また、環境省の考え方も考察した。現段階では、改正までのスケジュールは未定。
2. 【解説】鉛蓄電池の輸出規制を強化: 輸出先での不適正処理が散見されたことから、OECD加盟国に対しても環境大臣の輸出確認が必要となるバーゼル法改正案が示された。現在、パブコメ中。
3. 食品リサイクル法の動向: 昨年のダイコー事件を受けて、1月26日、判断基準省令等が改正。食用と誤認されないよう適切な措置を講ずる旨等を新たに盛り込むとともに、食品関連事業者向けの不適正な転売防止の取組強化のためのガイドラインを公表。
4. ある上場処理会社の行政処分を考える: 2月3日、C県から東証2部上場の処理会社に対して、60日間の事業停止が出た。その理由は、初歩的なコンプライアンスの欠如。今後は…
5. 東京23区、事業系一般廃棄物の処理手数料を値上げ: 本年10月1日から、36.5円/kgから40円/kgになる。収集運搬などにかかる経費を計算した結果。他の自治体も注意が必要。

1. 【解説】廃棄物処理法の改正

～報告書(案)が固まる～

本年1月30日に第8回廃棄物処理制度専門委員会が開催された。廃棄物処理法改正検討もいよいよまとめの段階まで来た。

第8回では、パブリックコメント募集結果の説明及び当該結果を反映させた廃棄物処理制度専門委員会報告書(案)の審議が行われた。

上記報告書(案)において、内容の観点からの大きな修正は行われず、パブコメ時の前回の内容とほぼ同じとなった。

前号でも報告書(案)の内容にふれたが、今回は、排出事業者、処理業者、地方自治体関連のそれぞれの視点から、改正や継続検討【法律の改正内容、今後の廃棄物管理に影響を与える因子、注視すべき項目等】について整理した。また、パブコメ結果から窺える環境省の考え方も考察する。

1. 排出事業者

(1) 規制強化が予想される内容

- 一定規模以上の特別管理産業廃棄物を排出する事業者に対して、電子マニフェストの使用の義務化
- マニフェストの虚偽記載等を行った者への罰則強化(現状、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)
- 有害廃棄物に係る排出事業者からの情報提供に関し、WDSにおいて具体化されている項目を踏まえつつ、より具体的な情報提供を実施(義務化の可能性はあるが、義務付け以外の上乗せの情報提供の方策も含め検討)
- 処理委託先の処理状況の把握について、排出事

業者においても、環境報告書などにおいて、適切に把握していることの公表

⇒ この内容を削除すべきとの意見がパブコメで出たが、『排出事業者による適正処理確保の促進のため必要な取組と考えています』と環境省は回答。排出事業者にとって今以上に、処理委託先の処理状況の把握が重要となってくることが窺える。

- POP's 廃棄物について、濃度の高いものや含有の明らかなものはそれぞれ「特別管理産業廃棄物」、「POP's 含有産業廃棄物」と規定
- 使用済みの太陽電池モジュールは、管理型処分場で最終処分
- 処理困難通知について、業の許可を取り消された者に対しても、処理困難通知を義務付け(排出事業者も通知を受ける者として上記義務づけの認識が必要)

(2) 規制緩和が予想される内容

- 廃棄物処理法に基づく輸出確認とバーゼル法に基づく輸出確認との間で重複が生じていることを踏まえ、これらの確認に関する審査を簡素化
- 親子会社間における自ら処理について、一定の要件に適合する場合には認める
⇒ 『自ら処理の拡大については、複数の事業者が同一の排出事業者と見なせるかの観点から検討を行われるべきである』との考え方を環境省はパブコメ結果で示している。

注目されていた「排出事業者における処理委託先への現地確認の規制強化や廃棄物(有価物)の定義の明確化」については以下のような考え方が示された。

(A) 処理委託先への処理状況の確認

現地確認を義務化すべきとの意見がパブコメで

出たが、これに対し環境省は『排出事業者等が行う処理委託先の確認については、最終処分が終了するまでの一連の処理工程における処理が適正に行われるために必要な措置の実効性を高める観点から重要と考えております。ご意見を参考として、具体的な内容について、今後、環境省において検討されるものと考えます。』とし、**重要性は認識しつつも、義務化までは今のところ考えていないことが窺えた。**

(B) 廃棄物(有価物)の定義

パブコメの意見として、『廃棄物の定義に関する審議を追加し、報告書に盛り込むべき』とのコメントがあり、これに対し環境省は『具体的な事例に則して議論することが適切と考えます。3(7)ア(有害特性を有する使用済物品(スクラップ等)の健全な再生利用の推進)や3(9)ア(再生利用指定制度等の更なる活用)の具体的な内容の検討の中でも、廃棄物該当性についての検討が深まるものと考えられます。』とし、**廃棄物該当性を一つのテーマとして捉えるのではなく、事例の中で、考え方を逐次示していくという環境省の姿勢が窺えた。**

2. 処理業者

- マニフェストの虚偽記載等を行った者の罰則強化(現状、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金)
- 特別管理産業廃棄物の処理を受託する産業廃棄物処理業者に対し、**電子マニフェストの使用の義務化**
- 優良認定の要件として再生利用に関する情報(持出先に係る情報を含む)を含む処理状況に関する情報のインターネットを通じた公表又は情報提供の追加の検討、財務要件の見直し
- 処理困難通知について、業の許可を取り消された者に対しても、処理困難通知を義務付け

改正はないが、検討を進める項目

- ✓ 廃棄物処理施設設置許可を必要とする施設の範囲について検討を進める
- ✓ 欠格要件の在り方について、引き続き慎重に専門的な検討を行う

3. 地方自治体運用関連

(1) 自治体ごとに異なる運用

自治体ごとに、廃棄物の種類や適正処理に係る判

断が異なることについては、『意見交換等の場の設定等により、具体的な課題の話合いが進められていくことでより検討が進むと考えております。』とし、**「環境省が積極的に各自治体での自治事務に介入することの難しさが示される」結果となった。**

(2) 上乗せ規定等の運用

また、各自治体の条例等で規定されている、上乗せ規定である流入規制について、報告書(案)の中で、「現状と課題」として『廃棄物の円滑で適正な処理を阻害するおそれがあることを通知等により周知するなど、必要な措置を講じる必要がある。』としながらも、「見直しの方向性」では、**意見交換により解決していくべきとし、トーンダウンした言い回しとなった。**通知等でどの程度各自治体の流入規制について周知されるのか、注視していきたい。

(3) 事務手続きの負荷低減

許認可等の手続きに係る書類の負荷低減については、自治体ごとの状況を鑑み支障がなく、できることから電子化や様式統一化を進める考え方となった。

おわりに: 詳細内容の詰めはこれから・・・

以上のように、改正内容の方向性は整理されてきたが、具体的に改正されるための内容の詳細の詰めはこれからとなる。

パブコメにおいても、詳細内容に係る意見が多数出たが、これら意見に対して、環境省から今の段階で『具体的な内容について、今後、環境省において、関係者とも協議しつつ、検討されるものと考えます。』とし、**改正までの今後の詳細スケジュールは未定である。**

環境省として詳細検討がどのようなスピードで行われていくのか、また、具体的な改正スケジュール等がどうなるのか、分かり次第逐次お伝えしていきたい。

詳細は次の URL を参照下さい。

<http://www.env.go.jp/press/103471.html>

2. 【解説】鉛蓄電池の輸出規制を強化

～パブコメ始まる～

現在、特定有害廃棄物等に該当する使用済鉛蓄電池の輸出を行う時、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法(以下、バーゼル法)で、法に基づく外為法の輸出承認が必要とされている。

しかし、環境大臣の確認に関しては、OECD加盟国に対する輸出でリサイクル目的の場合には、そうした手続きは不要とされてきた。

近年、使用済鉛蓄電池の輸出が増大しており、また、輸出国での不適正処理が顕在化している。

昨年6月には、日本から大量に輸出されているOECD加盟国のリサイクル業者が使用済鉛蓄電池のリサイクルに際して生じる残渣（ヒ素含有）を、数年間にわたって不法に処理していたことが発覚した。このような状況を踏まえ、環境大臣の確認が必要となる改正が予定されている。

ところで、バーゼル法に基づく全体制度の見直しが昨年10月から進められており（JAAO ニュース2016年11月、12月号参照）、当該見直しに係る報告書（今年2月とりまとめ済み）において、使用済鉛蓄電池については、こうした問題が顕在化したため、他の見直しに先駆けて暫定的な措置を講ずるべきとされている。そこで、2月7日から改正等に係る意見募集（パブコメ）が行われている（締切り：3月8日まで）。

環境大臣の確認の趣旨は、「環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているかどうかを確認すること」であり、具体的には、以下の改正が予定されている。

- 環境大臣の確認の対象となるOECD加盟国向けに輸出する特定有害廃棄物等として、再生利用目的で輸出される鉛蓄電池を追加する。
- 環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているか環境大臣が確認するため、基本的事項を定める。基本的事項の概要は以下のとおり。
 - ✓ 輸入国、通過国（OECD加盟国）から書面による同意を得る。
 - ✓ 輸出者、運搬者、輸入者及び処分者の間の書面による契約、当該契約等には、環境の保全上適正な運搬及び処分が行われることを明記。当該契約等の内容に従って完了することができない場合、代替者及び費用負担に関する事項を含むこと。
 - ✓ 運搬者及び処分者が鉛蓄電池を環境の保全上適正に運搬及び処分する能力を有しており、日本及び締約国会議で決定される環境の保全上の基準を下回らない方法で運搬及び処分されることが確実であると認められること。
 - ✓ 輸入国、通過国（OECD加盟国）が保険、供託金その他の保証を義務付けている場合必

要な措置が講じられていること。輸出者、運搬者及び処分者が経理的基礎及び技術的能力を有すること。

- ✓ その他理事会決定の的確かつ円滑な実施のために必要な事項に適合していること

施行日は、平成29年6月1日の予定。

詳細は次のURLを参照下さい。

<http://www.env.go.jp/press/103619.html>

3. 食品リサイクル法の動向

～判断基準の改正とガイドライン公表～

1月26日、環境省から標記の件に関する報道発表があった。今までJAAOニュース等を通じて本内容に関する報告を行って来たが、1月26日、判断基準に関する省令改正が公布され、同日、施行された。また、食品関連事業者向けガイドラインも公表された。

直接事業に関係される事業者の方々、事業所にある食堂等を管理される事業者の方々等は、注意が必要になるので、以下、概要を記載する。

=====

昨年1月に発覚した産業廃棄物処分業者による食品廃棄物の不適正な転売事案を受けた再発防止策の一環として、1月26日、食品リサイクル法の判断基準省令等を改正し、食用と誤認されないよう適切な措置を講ずる旨等を新たに盛り込むとともに、食品関連事業者向けの不適正な転売防止の取組強化のためのガイドラインが公表された。

1. 省令改正の概要

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令及び食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令について、以下のように一部が改正された。

- 食品関連事業者が食品循環資源の再生利用等を実施する際に、不適正な転売を含む不適正処理がなされないよう適切な措置を講ずる旨、またその際に当該措置が再生利用の阻害につながらないようにすべき旨を追加。
- 食品廃棄物等の収集・運搬時や特定肥飼料等の製造時において、食品廃棄物等の性状または発生の状況を勘案し、追加的に転売防止措

置が必要と認められる場合には、**食品廃棄物等が食用と誤認されないよう適切な措置を講ずる旨**、また**委託先においては委託の内容どおり収集・運搬、特定肥飼料等の製造・利用がなされるよう確認する措置を講ずる旨**を追加。

- 食品関連事業者が、食品循環資源の再生利用として他人に特定肥飼料等の製造を委託するに当たっては、**当該製造を行う者の再生利用の実態や、周辺地域における当該再生利用に係る公示された料金等を踏まえ、適正な料金で再生利用を行っている委託先を選定する旨**を追加。

2. 食品関連事業者向けガイドラインの概要

(1) 全ての食品関連事業者に求められる取組

- 転売防止の観点でもまずは食品リサイクルの適確な実施の確保のための取組を徹底する必要がある。
- 自らの事業に伴って排出された食品廃棄物の処理について、排出事業者責任を重く再認識する。
- 再生利用事業者等との信頼関係の強化等により食品リサイクルに主体的に取り組む。

(2) 本事業を受けた追加的な転売防止措置

- 廃棄される食品の性状(固形・液状等)、荷姿、消費・賞味期限の長さ、発生量等に応じてあるいは排出される場面に応じて、**転売のリスクを考慮しつつ、追加的に転売防止措置**を検討する。
- 転売のリスクが相対的に高いと考えられる場合に、通常の業務管理に加え、取組を柔軟に選択して実施する。
- **食品リサイクルの取組の促進と転売防止のための措置を同時に達成するよう取り組む。**

(3) 具体的な取組例

- 再生利用事業者等との間の信頼関係の構築
 - 再生利用事業による肥飼料の製造・販売状況、農産物の生産状況の把握、適正料金に関する議論を促進する。
 - 食品リサイクルループの構築など、再生利用事業者、農畜産物生産者との協働による事業を実施する。
- 処理委託時の取組

- 再生利用事業に必要な施設のキャパシティを確認する。
- 適正料金で再生利用を行う委託先を選定する。

- 食品廃棄物の引渡し時の取組
 - **【不適正な転売のリスクが相対的に高いと考えられるケースの場合】**

不定期に、かつ一度に一定量の食品廃棄物が発生する場合消費・賞味期間が比較的長い商品を廃棄する場合

- **【転売防止措置の例】**

包装の除去・毀損、廃棄物である旨の印を付与再生利用設備への投入を目視で確認

- 処理終了時その他の取組

- マニフェスト、伝票等による処理終了の確認、再生利用施設への定期的訪問、教育訓練 等

=====

なお、詳細は、次の URL をご覧ください。

<http://www.env.go.jp/press/103553.html>

4. ある上場処理会社の行政処分を考える

～焼却能力超過違反と施設設置許可違反～

2017年2月3日、C県から東証2部上場の処理会社F社に対して、収集運搬業／処分業／施設使用について、60日間の事業停止が出た。

以下に、県が公表した内容を示す。

=====

【処分日】平成29年2月3日

【処分内容】

産業廃棄物収集運搬業の事業停止 60日間

産業廃棄物処分業の事業（堆肥化による中間処理を除く）停止 60日間

産業廃棄物処理施設の使用停止 60日間

（停止期間：2017年2月8日から4月8日まで）

【処分理由(命令内容)】

産業廃棄物処理施設（焼却施設：3施設）の使用に当たり、法施行規則第12条の6第2号の規定に違反したため、産業廃棄物処理施設の維持管理について定めた法第15条の2の3第1項の規定に違反した。

また、同社は、産業廃棄物処理施設（破碎施設：1施設）を無許可で設置（入替え）したため、無

許可の産業廃棄物処理施設の設置を禁止した法第15条第1項の規定に違反した。

この事実により、法第14条の3第1号（事業の停止）及び法第15条の2の7第3号（施設の使用停止）に該当した。

=====

県が公表した内容だけでは、不明な点も多々あるので、県廃棄物対策課にヒアリングした。その結果、次のような事実が分かった。

- ① 焼却能力を2倍程度上回る焼却処理を3年弱行っていた。
- ② 施設設置許可申請を行わずに新規な破碎施設を設置した。

同社は、上場企業であり「日頃からのコンプライアンス確保は、当然、留意している」と思われるが、今般の処分理由は、廃棄物処理法の下で処理事業を営む企業としては、初歩的なコンプライアンス欠如に該当する内容と考える。

F社のHPには、今後、「顧問弁護士及び社内部署による法令順守に関する研修の充実」や「業務監査を通じた再発防止への取り組み」等が記載されているが、多くの株主が、今般の行政処分を見た時、廃棄物処理業の企業に投資するリスクを痛感するのではないだろうか。今後、2ヶ月間は、事業収入がほとんど入らなくなるため、F社は、通期業績予想の修正をIRしている。

また、排出事業者の中には、自動的に、こうした不祥事を起こした会社との取引を停止する企業も多い。今後、排出事業者の信頼を回復することは容易ではないように感じた。

同社の今後の対応を注視して行きたい。

現状の1キログラム当たり36.5円だった処理手数料が、収集運搬などにかかる経費を計算した結果、3.5円引き上げて40円になる。

引き上げは、2013年以来4年ぶり。

23区は原則4年ごとに手数料を見直しており、今回は収集運搬にかかる人件費などの上昇を反映した、と説明。

ただ、清掃工場での処理経費分は据え置いたため、事業者が自ら持ち込む場合の手数料（1キログラム当たり15.5円）は、今のところ変わらないようだ。

=====

(以上)

㈱日本廃棄物管理機構

〒231-0062
 横浜市中区桜木町1-1-7 TOCみなとみらい10階
 Tel. 045-228-5363 Fax. 045-894-2116
 E-mail: info@jaao.co.jp

5. 東京23区の事業系一般廃棄物処理手数料

～2017年10月1日より40円/kg～

1月26日、東京23区と23区清掃一部事務組合から、事業系一般廃棄物の処理手数料の値上げが発表された。自らの自治体が設けた処理手数料にも変化がある場合も考えられるので、ご確認をお願いしたい。

=====

東京23区と23区清掃一部事務組合は1月26日、事業系一般廃棄物の処理手数料を2017年10月1日から引き上げると発表した。